

○奈良県警察公印規程

(昭和36年8月11日本部訓令第6号)

[沿革] 昭和41年10月本部訓令第10号、43年5月第11号、6月第14号、44年3月第6号、45年9月第12号、46年3月第8号、48年3月第4号、第5号、11月第27号、53年9月第8号、54年2月第3号、4月第10号、55年4月第9号、58年4月第5号、59年12月第11号、61年1月第1号、62年3月第8号、63年12月第23号、平成元年5月第6号、4年5月第15号、5年5月第14号、7年12月第32号、8年8月第14号、16年2月第1号、20年3月第6号、26年9月第18号、28年4月第13号改正

(総則)

第1条 奈良県警察において使用する庁印及び職印（以下「公印」という。）の名称、規格並びに保管、使用等について必要な事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(公印の名称、規格等)

第2条 公印の名称、ひながた、書体、寸法及び用途並びに公印の保管責任者は、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第3条 公印の管理責任者は、警務部総務課長とする。

2 管理責任者は、公印の全般的な管理について、その責に任ずるものとする。

(保管責任者)

第4条 保管責任者は、別表に定める保管区分に従い、その保管に係る公印の使用及び保管について、その責に任ずるものとする。

(取扱者)

第5条 保管責任者の下に公印の取扱者を置き、原則として警察本部の次席、副所長、副隊長及び副校長並びに警察署の副署長又は次長及び分庁舎所長をもってこれに充てる。

2 取扱者は、保管責任者の命を受け、公印の使用、保管その他の取扱いに当たるものとする。

3 保管責任者は、取扱者が不在の場合における代理者を指定しておかなければならない。

(公印の新調、改刻、廃止)

第6条 公印の新調、改刻又は廃止の手続きは、管理責任者が行うものとする。

2 管理責任者は、特に必要があると認めるときは、別表に掲げるもののほか、特定の事務に使用する庁印、職印並びにその他必要な公印を新調することができる。

3 保管責任者は、公印の新調、改刻又は廃止を必要と認めたときは、別記様式第1号に

より管理責任者に申請しなければならない。

(公印の登録)

第7条 管理責任者は、別記様式第2号による公印台帳を備え、公印の印影その他必要事項を登録しなければならない。

2 前項に規定する公印台帳に登録されていない印を、公印として使用することはできない。

(公印の使用手続)

第8条 公印の使用を必要とするときは、押印を必要とする文書に原議を添えて、取扱者に提示し、公印の使用についてその承認を得なければならない。

2 本部印及び本部長印（特定事務に使用するものを除く。）を使用するときは、その都度、前項のほか別記様式第3号による公印使用簿に所要事項を記入しなければならない。

(印影の印刷)

第8条の2 所属長は、公印の押印を必要とする同一文書を多数作成する場合は、公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、公印印影印刷承認申請書（様式第4号）に原議を添えて管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 公印の印影を印刷した文書は、厳重に保管するとともに公印印影印刷文書受払簿（様式第5号）によって、その使用状況を明らかにしておかなければならない。ただし、別に定めるところにより、使用の状況を明らかにできる場合は、この限りでない。

(公印の保管)

第9条 公印は、常にかぎのある堅固な容器に納め、使用しないときは施錠し、厳重に保管しなければならない。

(公印の事故報告)

第10条 保管責任者は、公印の盗難、紛失等の事故があったときは、管理責任者を経て速やかに本部長に報告しなければならない。

(不用公印の保存)

第11条 保管責任者は、改刻又は廃止により不用となった公印については、速やかに管理責任者に返納しなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定により返納された公印を、次の期間保存しなければならない。

(1) 本部印及び本部長印（特定事務に使用するものを除く。） 30年

(2) 前号に掲げる公印以外の公印 5年

3 前項の保存期間を経過した公印は、管理責任者において廃棄処分するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年8月11日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に使用する公印については、この規程により新調したものとみなす。

附 則（昭和41年10月15日奈良県警察本部訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年5月30日奈良県警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月24日奈良県警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日奈良県警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年9月3日奈良県警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和45年9月3日から施行する。

附 則（昭和46年3月31日奈良県警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月23日奈良県警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和48年3月23日から施行する。

附 則（昭和48年3月26日奈良県警察本部訓令第5号）抄
（施行期日）

- 1 この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年11月5日奈良県警察本部訓令第27号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年8月24日から適用する。

（経過規定）

- 2 この訓令による改正前の各用紙は、当分の間なお用いることができる。

附 則（昭和53年9月7日奈良県警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和53年9月7日から施行し、昭和53年9月1日から適用する。

附 則（昭和54年2月27日奈良県警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月21日奈良県警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和54年4月21日から施行する。

附 則（昭和55年4月7日奈良県警察本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の〔中略〕奈良県警察公印規程〔中略〕の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年4月1日奈良県警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月6日奈良県警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和59年12月6日から施行し、昭和59年11月20日から適用する。

附 則（昭和61年1月28日奈良県警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和61年1月28日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日奈良県警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月26日奈良県警察本部訓令第23号）

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の奈良県警察公印規程の規定は昭和63年7月11日から適用する。

附 則（平成元年5月22日奈良県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成元年5月22日から施行し、〔中略〕平成元年3月24日から適用〔中略〕する。

附 則（平成4年5月18日奈良県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成4年5月18日から施行し、平成4年3月13日から適用する。

附 則（平成5年5月26日奈良県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成5年5月26日から施行する。

附 則（平成7年12月7日奈良県警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則（平成8年8月21日奈良県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成16年2月5日奈良県警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成16年2月5日から施行する。

附 則（平成20年3月7日奈良県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成20年3月10日から施行する。

附 則（平成26年9月5日奈良県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成26年9月5日から施行する。

附 則（平成28年4月28日奈良県警察本部訓令第13号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の奈良県警察公印規程に規定する保安事務専用警察署焼印の印影については、警察署印の印影とみなす。

(別表等省略)